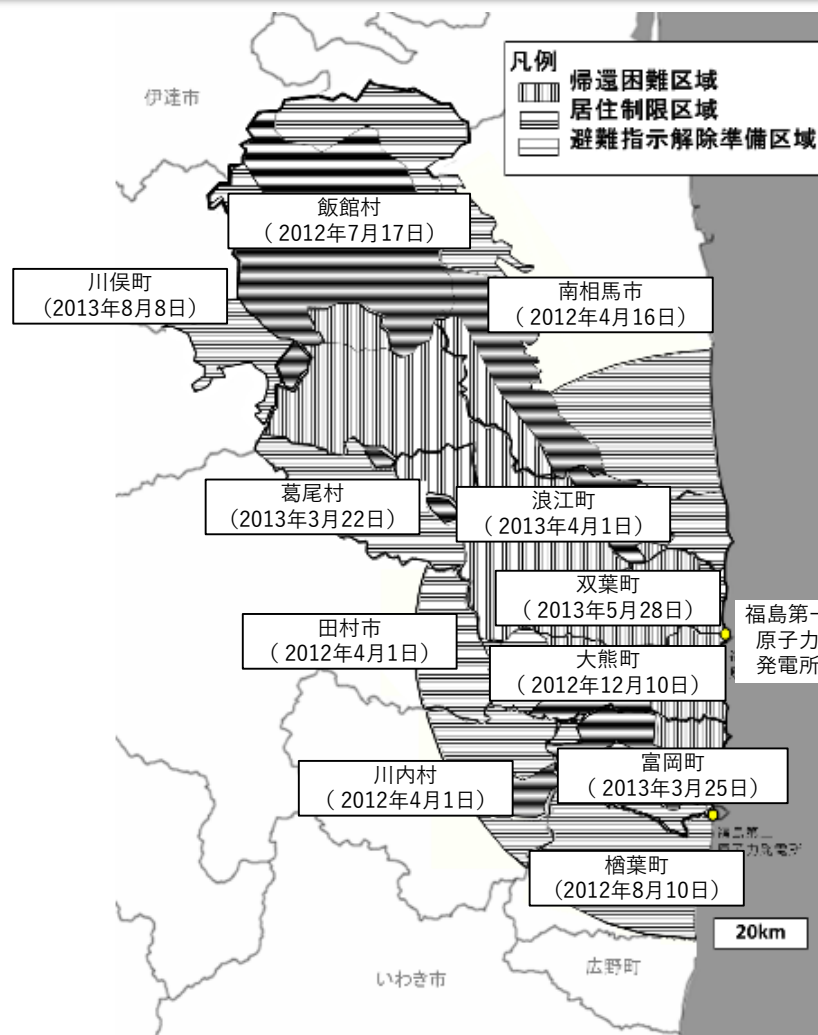


# 避難指示区域の設定について



2011年4月22日時点  
(事故直後の区域設定が完了した時点)



2013年8月時点  
(区域の見直しが完了した時点)  
※括弧内の日付：区域見直しの施行日

第15回原子力災害対策本部（2011年5月17日）、第31回原子力災害対策本部（2013年8月7日）等 より作成

2011年4月22日以降 事故直後の区域設定	2012年4月以降 原子炉の冷温停止確認後
<b>警戒区域</b> 発電所から半径20km圏内。同区域は2011年3月12日に避難指示区域に設定されている。	<b>避難指示解除準備区域</b> 年間積算線量20mSv以下(※)となることが確実であることが確認された地域。
<b>計画的避難区域</b> 発電所から半径20km以遠の、事故後1年以内に20mSvに達するおそれのある区域。	<b>居住制限区域</b> 年間積算線量20mSv超(※)のおそれがある地域。
<b>緊急時避難準備区域</b> 発電所から半径20km以上30km圏内のうち、計画的避難区域以外の区域。2011年3月12日に屋内待避地域に設定。	<b>帰還困難区域</b> 事故後6年後も年間積算線量20mSv超(※)のおそれのある年間積算線量50mSv超(※)の地域。

(※) 第4次航空機モニタリングの結果を2012年3月31日に補正した線量データに基づく

避難指示区域：

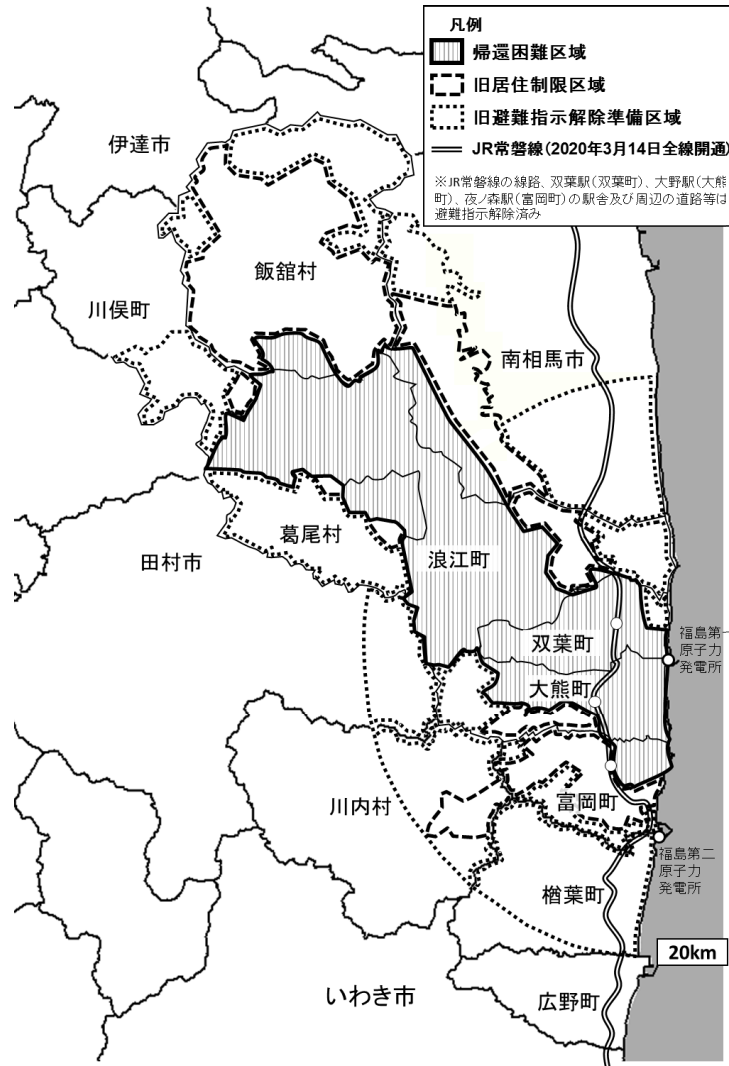
原子力災害対策特別措置法第15条第3項に基づく避難指示のあった区域。計画的避難区域及び発電所から半径20km圏内から、避難指示解除準備区域、居住制限区域及び帰還困難区域へ見直しを行った。

警戒区域：

原子力災害対策特別措置法第28条第2項において読み替えて適用される災害対策基本法第63条第1項の規定に基づく立入り制限等が設定された区域。

原子力災害対策本部「ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」（2011年12月26日）より作成

# 避難指示の解除について



○各市町村における避難指示区域解除の経緯

2014年4月1日	田村市	避難指示解除準備区域の解除
10月1日	川内村	避難指示解除準備区域の解除 居住制限区域から解除準備区域へ
2015年9月5日	檜葉町	避難指示解除準備区域の解除
2016年6月12日	葛尾村	居住制限区域の解除 避難指示解除準備区域の解除
6月14日	川内村	避難指示解除準備区域の解除
7月12日	南相馬市	居住制限区域の解除 避難指示解除準備区域の解除
2017年3月31日	飯舘村、川俣町、浪江町	居住制限区域の解除 避難指示解除準備区域の解除
4月1日	富岡町	居住制限区域の解除 避難指示解除準備区域の解除
2019年4月10日	大熊町	居住制限区域の解除 避難指示解除準備区域の解除
2020年3月4日	双葉町	居住制限区域の解除 双葉駅周辺の一部地域の解除
3月5日	大熊町	大野駅周辺の一部地域の解除
3月10日	富岡町	夜ノ森駅周辺の一部地域の解除

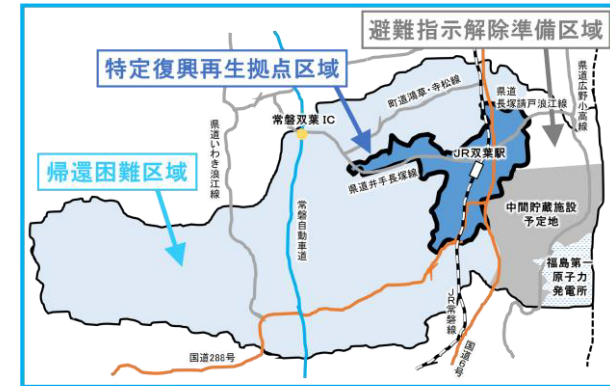
第50回原子力災害対策本部（2020年1月17日）等より作成

# 特定復興再生拠点区域の整備と放射線防護対策について

## 【特定復興再生拠点区域復興再生計画の申請・認定状況】

市町村名	申請日	認定日
双葉町	2017年8月21日	2017年9月15日
大熊町	2017年10月20日	2017年11月10日
浪江町	2017年12月4日	2017年12月22日
富岡町	2018年2月19日	2018年3月9日
飯舘村	2018年3月27日	2018年4月20日
葛尾村	2018年4月16日	2018年5月11日

特定復興再生拠点区域の例（双葉町）



復興庁「特定復興再生拠点区域復興再生計画」  
<https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat1/sub-cat1-4/saiseikyoten/20170913162153.html>

### 「特定復興再生拠点区域における放射線防護対策について」

(2018年12月12日 内閣府原子力生活被災者生活支援チーム、復興庁、環境省、原子力規制庁)

特定復興再生拠点区域は、これまで帰還困難区域として立ち入りを厳しく制限してきた区域であったことから、住民の被ばく線量の低減を図り、住民の放射線に関する種々の不安に対してもよりきめ細かく対応するための対策を講じる。

この考え方の下、特定復興再生拠点区域における放射線防護対策については、避難指示解除に向けた取組を一層加速化していくため、避難指示解除前に帰宅準備やまちづくりなどを進める段階と、避難指示解除に向けた段階の2つの段階で実施する。

内閣府原子力被災者生活支援チーム、復興庁、環境省、原子力規制庁「特定復興再生拠点区域における放射線防護対策について」（2018年）、  
原子力災害対策本部「特定復興再生拠点区域の避難指示解除と帰還・居住に向けて（案）」（2018年）より作成

- 浜通り地域等※1における産業の復興のため、同地域での**新たな産業の創出**を目指す構想※2。
- **4つの主要プロジェクト**（廃炉、ロボット、エネルギー・環境、農林水産）を位置付け、産業集積の核となる**拠点の整備**や、地元企業と域外企業が連携した**製品開発等への支援**、**新たな実証への支援**等に、「**福島イノベーション・コースト構想推進機構**」（2017年7月～）、国、福島県、市町村等が連携して、取り組んでいる。

※1 被災12市町村(田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村)に、いわき市、相馬市、新地町を加えた15市町村。

※2 同構想研究会とりまとめ(2014年6月、赤羽座長)、その後、福島県が本構想を推進する「重点推進計画」を策定し、福島特措法に基づき、総理大臣認定が行われた(2018年4月)

## 廃炉

- 廃炉基盤技術の確立のため、JAEA※3が、**①楡葉遠隔技術開発センター**、**②廃炉国際共同研究センター国際共同研究棟**、**③大熊分析・研究センター**を整備済み。
- 全国の高専生が参加する「**廃炉創造ロボコン**」や、「**廃炉・災害対応ロボット関連技術展示実演会**」を開催するなど、人材育成やビジネス機会の創出にも取組中。



楡葉遠隔技術開発センター内の原子炉実寸大模型(モックアップ)

※3 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

## ロボット

- **福島ロボットテストフィールド**※4を核としたロボット産業の集積と、地元企業の参画促進。
- ※4.実使用環境(災害等)を再現した、ロボットの実証試験等が可能な施設(南相馬市、浪江町)。2020年春全面開所予定。
- 南相馬市・浪江町にはこれまで**43社**※5の関連企業が進出、テストフィールドでの実証は**245件**※6
- ※5. 2011年3月～2019年9月 ※6. 2015年8月～2019年9月



試験用プラント 市街地フィールド

## エネルギー・環境

- 再生可能エネルギー導入や水素利用、関連産業の創出を目指す『**福島新エネ社会構想**』の推進。
- 浪江町では、**世界最大級1万kW級の再エネ由来の水素の製造拠点**を建設中。製造した水素を東京オリンピック・パラリンピックでも利用する予定。
- 新地町、楡葉町、相馬市、浪江町、葛尾村では、再生可能エネルギーや水素等を地域で効率的に利用する**スマートコミュニティの構築**を実施中。



福島水素エネルギー研究フィールド※7  
※7.2019年10月試運転開始

## 農林水産

- 農林水産業の再生に向け、**先端技術の開発・普及**や**大規模生産プロジェクト**を推進。
- また、浜通り地域で農林水畜産フェアを開催し、農業の経営安定化等に関するセミナーや、学生も交えた農業経営人材育成に関するセッション等を実施。



トラクターの無人走行実証(南相馬市)



ワンダーファーム社によるトマト栽培(いわき市)

(公財) 福島イノベーション・コースト構想推進機構、国、福島県、市町村 等

拠点の整備  
・運営

トップセールスでの  
企業誘致活動

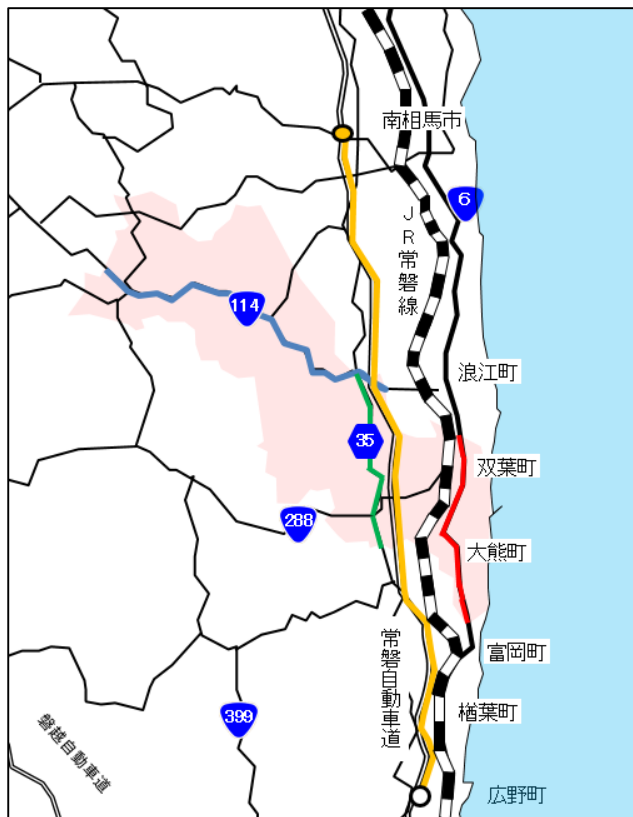
工場建設や設備投資  
への支援

新たな製品・システム  
・サービス開発への支援

教育機関と連携した  
人材育成講座の実施

# 帰還困難区域の主要幹線の交通について

- **常磐自動車道**：2015年3月に全線が開通しました。  
出典：[https://www.e-nexco.co.jp/pressroom/press\\_release/head\\_office/h26/1225/](https://www.e-nexco.co.jp/pressroom/press_release/head_office/h26/1225/)
- **JR常磐線**：2020年3月に全線が運転再開しました。  
出典：[https://www.jreast.co.jp/press/2019/20200117\\_ho01.pdf](https://www.jreast.co.jp/press/2019/20200117_ho01.pdf)
- **国道・県道**：国道6号線は2014年9月～、国道114号線は2017年9月～、県道35号線は2019年9月～、通行証の所持・確認なく通過できることとなりました。



## 通過時の運転手の被ばく線量

線量調査期間		2018年11月 ～ 2019年1月	2017年 8月	2019年 11月～12月	
区間		常磐道 広野IC～ 南相馬IC	国道114号線 川俣町境～ 浪江IC	国道6号線 帰還困難 区域内	県道35号線 帰還困難 区域内
通過時の 被ばく 線量 (単位：μSv)	自動車	0.28	1.01	0.39	0.51
	自動 二輪車	0.34	—	0.49	0.63

参考) 東京～ニューヨーク間フライト (往復) 時の被ばく線量：約110～160μSv

出典：原子力被災者生活支援チーム  
「国道114号、国道399号、国道459号、県道49号及び県道34号における帰還困難区域の線量調査結果について (2017年9月15日)」  
「国道6号・国道114号・県道34号・県道35号・県道36号・県道253号・県道256号における帰還困難区域の線量調査結果について (2020年1月30日)」  
NEXCO東日本ホームページ (<https://jobando.jp/hibakusenryo/hibakuryo.html>) より作成